

さわんど駐車場等混雑状況配信システム導入および運用保守業務
公募型プロポーザル指示書

松本観光コンベンション協会

1 事業趣旨

本業務は、上高地さわんど駐車場等を利用する観光客が、事前にウェブサイト等により混雑状況を確認できるシステムを導入することにより、行動変容を促し、観光客の満足度向上を図ることを目的とする。また、本システムは上高地の開山期間中を中心に利用することを想定しているため、1 か月単位で解約可能なものとする。

2 委託期間

委託期間は、契約締結の日から令和 8 年 12 月 31 日までとする。

なお、契約締結は令和 8 年 6 月第 1 週頃を予定し、納期は令和 8 年 7 月第 1 週頃を想定する。

3 業務概要

(1) 業務名称

混雑状況配信システム導入および運用保守業務（公募型プロポーザル）

(2) 業務内容

別紙「さわんど駐車場等混雑状況配信システム導入および運用保守業務公募型プロポーザル仕様書」のとおりとする。

4 業務委託料上限額

業務委託料の上限額（3 か所合計、消費税及び地方消費税を含む。）は、次のとおりとする。

初期費用 1,200,000 円

月額費用 30,000 円

なお、設置箇所は最終的に 3 か所ではなく 2 か所あるいは 1 か所となる場合がある。

このため、見積書は、3 か所の場合、2 か所の場合、1 か所の場合の 3 パターンを提出すること。

また、設置箇所数については、プレゼンテーション審査時までには確定するものとし、価格評価は、プレゼンテーション審査時までには確定した設置箇所数に応じた見積額により行う。

5 仕様

仕様は、別紙「さわんど駐車場等混雑状況配信システム導入および運用保守業務公募型プロポーザル仕様書」のとおりとする。

6 参加資格要件

参加者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定により、入札に参加することができないとされた者でないこと。

・公告の日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

・松本市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 3 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。

・国又は地方公共団体等において、指名停止措置を受けていないこと。

※ 複数者が協力して参加する場合は、構成員全員が上記要件を満たすこと。なお、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者とする。

7 参加手続きに関する事項

(1) 日程

公募開始日

令和 8 年 4 月 23 日（木）

質問受付期限

令和 8 年 5 月 11 日（月）

参加表明書提出期限

令和 8 年 5 月 11 日（月）

企画提案書提出期限

令和 8 年 5 月 19 日（火）

プレゼンテーション審査

令和 8 年 5 月 25 日（月）（予定）

選定結果通知

審査後速やかに通知する。

※ 上記日程は変更する場合がある。

(2) 質問の受付

本プロポーザルに関して質問がある場合は、令和 8 年 4 月 23 日（木）から令和 8 年 5 月 11 日（月）までの間に、電子メールにより質問すること。

質問に対する回答は、適宜取りまとめの上、松本観光コンベンション協会ホームページにて公表する。

(3) 参加表明書の提出

参加を希望する者は、参加表明書を提出すること。提出書類は、次のとおりとする。

参加表明書（様式任意）

会社概要

誓約書（様式任意）

提出方法は、原則として PDF ファイルを電子メールに添付して提出するものとする。

(4) 企画提案書の提出

参加資格を満たす者は、企画提案書等を提出すること。

提出書類は、次のとおりとする。

企画提案書

見積書

業務実施スケジュール

業務協力予定書（該当する場合に限る。）

企画提案書は、A4 判とし、10 枚以上 20 枚以内を目安とする。

提出方法は、原則として PDF ファイルを電子メールに添付して提出するものとする。

(5) 参加辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を電子メールにより提出すること。

8 選定方法

(1) 選定方法

契約候補者の選定は、松本観光コンベンション協会が設置する企画競争実施委員会において、企画提案書、見積書及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査して行う。

(2) 評価項目及び配点

評価項目及び配点は、次のとおりとする。

評価項目		評価内容	評価点
1	使いやすさ(20点)	観光客の UI・UX、職員の UI・UX が十分であるか。	20
2	システム仕様(20点)	別紙「仕様書」のとおり。1 つでも満たさないものがあれば失格とする。	20
3	多言語対応(15点)	多言語対応方針が適切で、訪日外国人に分かりやすく伝わる表現となっているか。文字情報だけでなく、デザインやレイアウト等に工夫があるか。	15
4	実施体制・業務遂行能力(20点)	業務責任者・担当者の配置、自治体への納入実績、WEB 制作・機器設置体制が十分であるか。	20

5	保守体制（15点）	設置後の保守対応、サポート体制が十分であるか。	15
6	価格（10点）	見積額は妥当であり、提案内容とのバランスが取れているか。行動変容効果が見込める構成となっているか。初年度＋月額費用を総合的に評価する。	10

(3) 書類審査

参加者が4者以上となった場合は、提出書類による書類審査を行い、プレゼンテーション審査の対象者を選定する場合がある。

(4) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査は、1者当たり20分程度とし、内訳は説明15分、質疑応答5分を基本とする。

実施方法、開始時刻及び会場等の詳細は、対象者に別途通知する。

(5) 最低評価基準点

最低評価基準点は、技術評価点の合計点の7割とする。

参加者全員が最低評価基準点に達しなかった場合は、再募集することがある。

(6) 契約候補者の決定

評価点の最も高い者を契約候補者として選定する。

ただし、契約候補者が参加資格要件を満たさないこととなった場合又は契約交渉が不調に終わった場合は、次点者を契約候補者として交渉する場合がある。

また、実際の業務内容は、企画提案書の内容を基本としつつ、協議の上で決定するものとする。

(7) 結果通知及び公表

選定結果は、参加者に通知する。

また、契約締結後、当協会ホームページにおいて、次の事項を公表する。

契約先

参加者数

評価結果の概要

9 参加資格の喪失

参加者が次のいずれかに該当した場合は、参加資格を失うものとする。

参加資格要件を満たさないことが判明した場合

提出書類に虚偽の記載又は重大な不備があった場合

審査の公平性を害する行為があった場合

その他、本プロポーザルの適正な実施を妨げる行為があった場合

10 参加資格等についての申立て

参加資格に関する通知に異議がある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 営業日以内に、書面により申し立てることができる。

11 評価についての申立て

選定結果又は評価に関して異議がある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して 3 営業日以内に、書面により申し立てることができる。

12 企画提案の著作権等に関する事項

企画提案書等の著作権は、各提案者に帰属する。

当協会は、本業務の実施に必要と認める場合には、提案者に通知の上、企画提案の内容を利用し、又は必要な範囲で改変することができるものとする。

提案者は、提出した企画提案書等が第三者の著作権、特許権その他の知的財産権を侵害しないことを保証するものとする。

提案内容に関し第三者との間で紛争が生じた場合は、提案者の責任と費用においてこれを解決するものとする。

13 その他留意事項

企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

提出後の書類の差替え、変更又は再提出は、原則として認めない。

提出書類は、返却しない。

見積書は、初期費用及び月額費用が分かるように記載すること。

本指示書に定めのない事項については、当協会と協議の上、決定するものとする。

14 問合せ先および提出先

一般社団法人松本観光コンベンション協会

担当 宮之本 伸

〒390-0874 長野県松本市大手 3-8-13

電話 0263-60-8469

電子メール s.miyanomoto@matsumoto-tca.or.jp